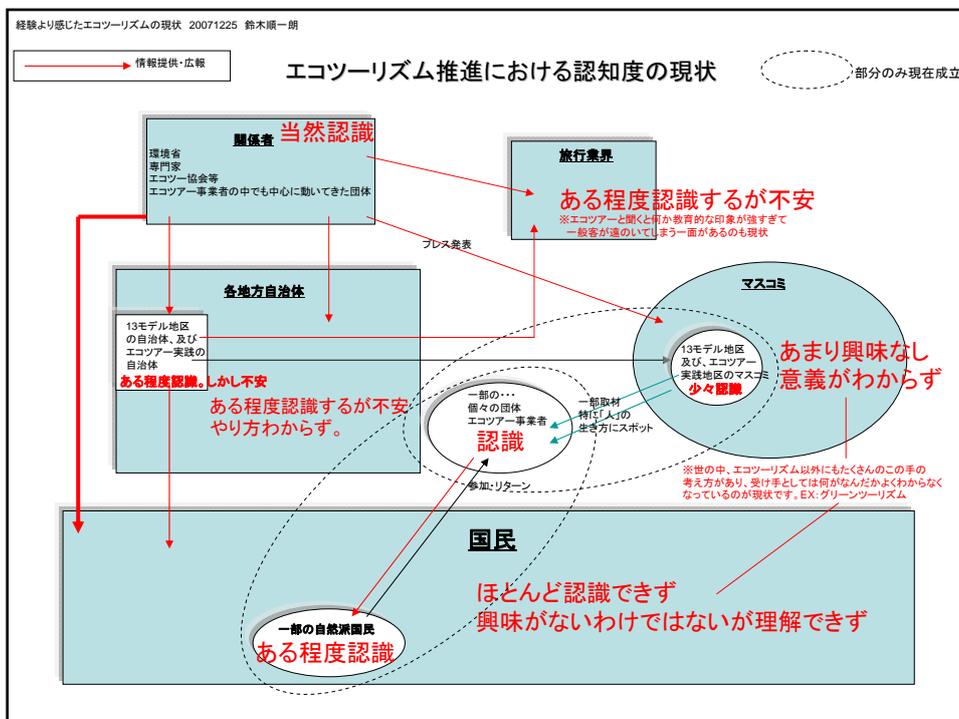
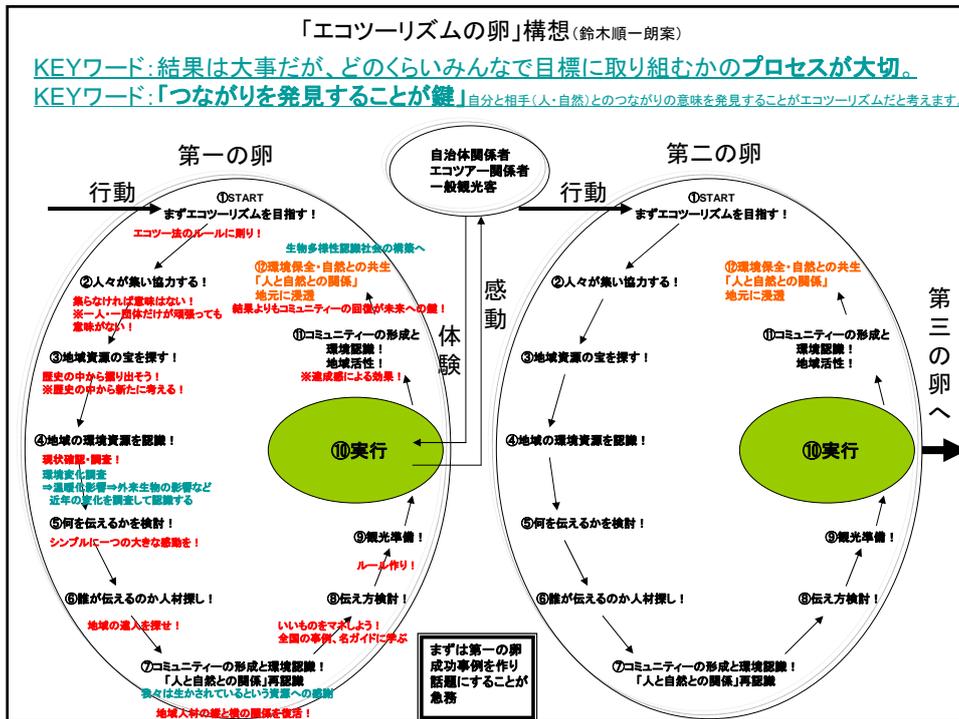
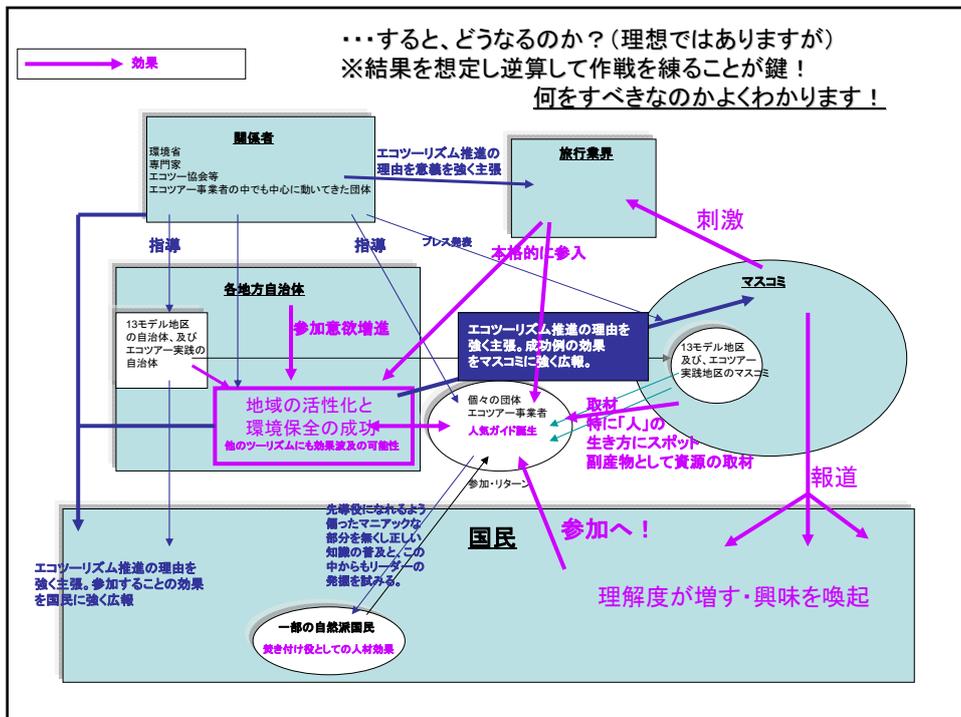
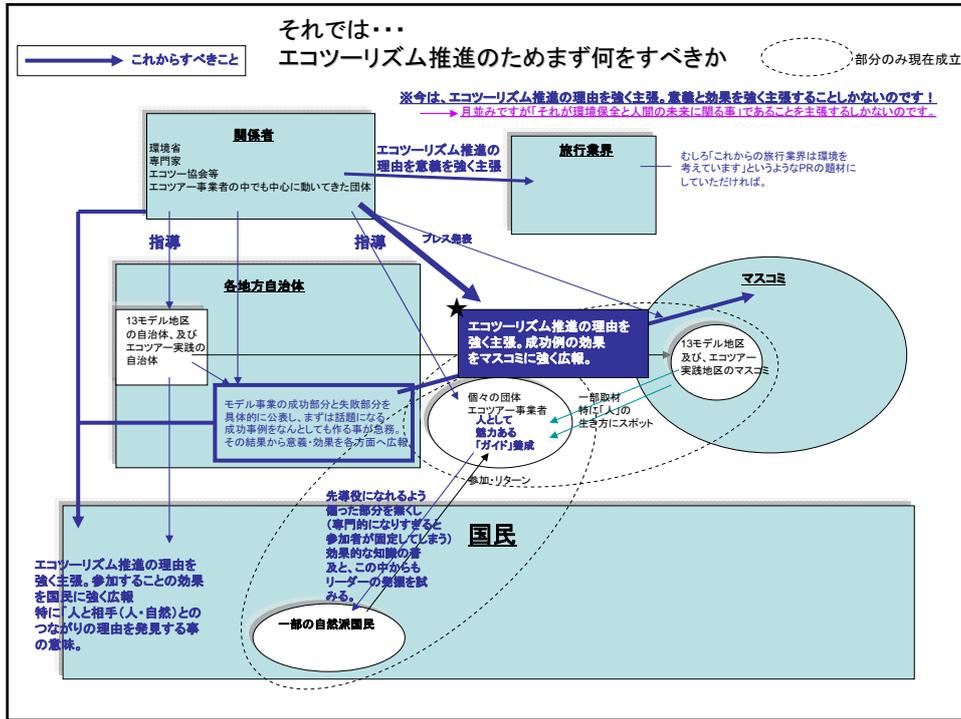


第 1 回検討会後に寄せられた委員からの主な意見

【鈴木委員からの意見】





## 【横山委員からのご意見】

### 1) NACS-J としての基本スタンス・問題意識

○エコツーリズムを「地域の生物多様性を社会的しくみ」としていくことが主眼。  
基本方針事項に「生物多様性の確保等への配慮」が盛り込まれていることを最大限生かす。  
>>>エコツアーが「生物多様性が維持する」ための「制限」+ことへの「推進」

○本法基本理念「自然環境が持続的に保護されることがエコツーリズムの基盤である」としたことと巷で行われているエコツーリズムの現状（マス・商業観光ベース）の乖離（後述事例）。  
>>>商業ベースだけに走らないことへの歯止め

### 2) 第1回検討会の議論から

\*第1回検討会で類型地区「原始的な自然、里山的な自然、マスの来訪地域」と分けた基本方針の内容が必要という意見があったが、ひとつの地域の中でも3つの類型区分がある、もしくはその組合せがある（例えば、知床五湖のマス観光地化）。分けて考えるよりは、地域の自然環境の状態に合わせたゾーニング（「地区」の見分け方）の方法とその管理・制限＝計画のあり方を示す必要がある。（資料5.表 3.(1) 区域設定の考え方、ゾーニングの考え方）

\*観光・旅館関係が主導したエコツーリズムがはじまり、地域で自然保護を基調としボランティア的にホテル客を対象としたツアー（観察会）をやってきたナチュラルリストグループがないがしろにされ、地域振興を主軸にした営利目的のため、地域グループとして参画に拒否感がある。（鳥取・大山の事例）  
>>>地域構想やガイドの質をあげるためにも、地域ナチュラルリストとのコミュニケーションが重要。  
（資料5.表 2.(1)「関係者の公平な参加の担保」、(2)「協議会の運営」での合意形成のあり方）

### 3) 基本方針に盛り込むべき「しくみ」「体制」「条件」

○ モニタリングの実施体制と評価・反映のしくみ・資金獲得（資料5.表 3.(3)モニタリング）  
・環境や生物群集の特性を把握することは持続性確保の第一歩。科学的に明らかにすべき内容のスクーピングと結果を地域社会・協議会にいかん理解浸透を図り、利用と保全に反映させるしくみが重要。  
・モニタリング体制の継続のために、観光収入から「協力金」を捻出するしくみを推奨ができないか。

○ 協議会の総合的・合理的な合意形成を行う方法・運営のあり方（資料5.表 2.(2)「協議会の運営」）  
自然特性を理解したファシリテーター、ベクトルを示すコアセクター（市町村+地域で支持されたNPO・ナチュラルリストグループ）が必要であり、このような人材・組織体を形成するための「しくみ」を提示する。例えば、公益法人を活用し、地域ナチュラルリストや専門家を派遣する。

○ 利用に関する環境容量の設定条件（資料5.表 5.(1)「過剰利用と利用分散の考え方」）  
科学的に明確にすることは難しいが、モニタリングをもとに保険をかけた設定が必要。

○ 既存の保護地域の目的・目標が変質しないためのしくみ（資料5.表 5.(6)「省庁間の連携、連絡調整のあり方」）  
協議会のメンバーに国の出先（国有林・自然保護官事務所）の参画だけでは地域（利害関係）への遠慮によって左右されるため、全国規模のNGOの参画が必要。

### 4) その他

温暖化意識の高まりで「排出権取引」の考えを取り入れ「植林」を一部プログラムとして取り入れるツアー・修学旅行が増えている。これをエコツーリズムと捉えることへの懸念。動機は尊重すべきものでも、必要、必然性のないところへの植樹は、生物多様性保全に反する行為。アクティビティを生物多様性保全のためによいものにしていく必要がある。